

「鳥取働き方改革推進会議」開催要綱

1 趣旨・目的

「働き方改革」の推進については、平成26年以降、鳥取労働局においてその取組を進めてきたところであるが、近時においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（同日閣議決定）といった政府の重要方針においても言及されるなど、その重要性はますます大きくなっているところである。

これを受け、鳥取労働局においても、地域の実情に応じた働き方改革の取組をこれまで以上に強力に推し進める必要があるが、そのためには、広く地域の関係者を交え、鳥取県における働き方に関する課題や、今後における関係者の働き方改革の取組の方向性及びその内容について意見交換を行うことが重要であり、そのための場を設ける必要がある。

以上により、「鳥取働き方改革推進会議」（以下「会議」という。）を設置、開催する。

2 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又関係者の出席を求めることができる。

議長	鳥取労働局長
副議長	鳥取労働局総務部長、鳥取県商工労働部雇用人材局長
構成員	鳥取労働局の各部室長、鳥取県の関係部局長のほか、以下の団体等を代表する者とする。 <ul style="list-style-type: none">・鳥取県内の市、町村・一般社団法人鳥取県経営者協会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県中小企業団体中央会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・一般社団法人鳥取県労働基準協会・とっとり女性活躍ネットワーク会議・国立大学法人鳥取大学・株式会社鳥取銀行・鳥取信用金庫

3 議題

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進に加え、女性の活躍推進、仕事と子育ての両立、若者の地方への定着、非正規労働者の処遇改善などといった、幅広い意味での「働き方改革」について議論を行う。

4 会議の庶務

会議の庶務は、鳥取県の協力を得て鳥取労働局において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議運営に関する事項その他の必要な事項は、議長が定める。